

2010年12月28日 全5頁

地方公共団体に係る

特定投資家制度見直し

資本市場調査部 制度調査課
横山 淳

2010年金商法改正関連シリーズ

[要約]

- 2010年12月27日、金融商品取引法の関連政令・内閣府令の改正が公布された。これは5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」のうち公布後1年以内の政令指定日に施行する事項を中心にその細目などを定めるものである。
- この中で、特定投資家制度に関して、地方公共団体を従来の「一般投資家（アマ）移行可能な特定投資家（プロ）」から「特定投資家（プロ）移行可能な一般投資家（アマ）」に区分を変更する内容が盛り込まれている。
- 施行日は2011年4月1日とされている。

※本稿は、2010年11月17日付レポート「地方公共団体に係る特定投資家制度見直し案」を、最終的な府令に基づいて書き改めたものである。

はじめに

○2010年12月27日、金融商品取引法に関する次の政令・内閣府令などが公布された¹。これは2010年5月12日に成立（公布は2010年5月19日）した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）²の細目などを定めるものである。

金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（以下、施行日政令）

金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（以下、改正政令）

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（以下、改正府令）

○改正法は、いわゆる金融危機を受けた国際的な議論や、わが国での処分事案から明らかになった投資者保護上の問題などを受けて、2010年1月21日に金融庁がとりまとめた『金融・資本市場に係る制度整備について』³を踏まえて、金融商品取引法などの改正を行ったものである。その主な内容

¹ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101221-3.html>）にも掲載されている。

² 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/common/diet/174/index.html>）に掲載されている。

³ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html>）に掲載されている。なお、拙稿「金融・資本市場の制度整備」（2010年1月26日付レポート）も参照。

を挙げると次のようなになる。

(1) 店頭デリバティブ取引等の決済の安定性・透明性の向上

- ①一定の店頭デリバティブ取引等について清算機関の利用の義務付け（いわゆる清算集中）
- ②清算関連の基盤整備
- ③取引情報保存・報告制度の創設

(2) 証券会社の連結規制・監督の導入等

- ①金融商品取引業者に対する主要株主規制の強化
- ②一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結規制・監督の導入
- ③保険会社又は保険持株会社グループに対する連結財務健全性基準（連結ソルベンシー・マージン基準）の導入（保険業法の改正）

(3) その他の投資者保護のための措置

- ①裁判所の禁止・停止命令に違反した法人に対する罰則（両罰規定）
- ②当局による破産手続開始の申立権の範囲を金融商品取引業者全般に拡大（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の改正）
- ③信託業の免許取消し等の際の当局による新受託者選任等の申立権の整備（信託業法の改正）

○今回の改正政令、改正府令では、これらの事項のうち公布後1年以内の政令指定日に施行する項目を中心に、次のような事項が盛り込まれている。

① 清算関連の基盤整備

—清算機関の最低資本金、外国清算機関の直接参入・リンク参入の審査基準など

② 証券会社の連結規制・監督

—連結規制・監督の対象、報告事項など

③ ヘッジファンド規制の見直し

—外国投資信託を国内から直接設定・指図する運用形態を規制対象に

④ 地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し

—地方公共団体を「アマへ移行可能なプロ」から「プロに移行可能なアマ」に分類を変更

⑤ デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等の見直し

—個人向け店頭デリバティブ取引全般について、一定の例外を除き、不招請勧誘等を禁止

⑥ 不動産デリバティブ取引に対する規制の導入

—不動産インデックス等のデリバティブ取引を業規制・行為規制の対象に

⑦ その他

—事業型ファンドに関する契約締結前交付書面の記載事項の見直し、有価証券関連以外の外国市場デリバティブ取引に係る規制の明確化など

○本稿では、これらのうち「④地方公共団体に係る特定投資家制度の見直し」について紹介する。なお、この項目については、2010年10月22日に公表された原案（「平成22年金融商品取引法改正に係る政令・内閣府令案の公表について」）⁴から特に大きな変更はない。

⁴ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101022-2.html>）に掲載されている。

1. 特定投資家とは

- 「特定投資家」とは、機関投資家を中心としたいわゆる「プロ」投資家のことである。それに対して個人投資家を中心としたいわゆる「アマ」投資家のことは、通常、「一般投資家」と呼ばれる。金融商品取引法上、特定投資家が一般投資家⁵と異なる取扱いをされている主なポイントとしては次のものが挙げられる。

「特定投資家向け取得勧誘／売付け勧誘等」（いわゆる特定投資家私募／私売出し）

……特定投資家のみを相手方として、かつ特定投資家以外に譲渡されるおそれが少ないなど一定の要件を充たす場合は、その証券の発行者に対する有価証券届出書の提出、目論見書の交付などの発行開示規制が免除され、比較的簡易な特定証券情報の公表措置等を講じればよい（金融商品取引法 2 条 3 項 2 号ロ、27 条の 31 など）。

（業者に対する）一定の販売・勧誘規制の免除

……特定投資家を相手方とする場合には、金融商品取引業者等に対する広告規制、契約締結前の書面交付義務、適合性原則などの販売・勧誘規制が、原則として免除される（金融商品取引法 45 条）。

- なお、「プロ投資家」という意味では、金融商品取引法上、「特定投資家」のほかにも「適格機関投資家」という概念も存在している。

○次頁の図表のように「適格機関投資家」は常に「特定投資家」として扱われる（金融商品取引法 2 条 31 項 1 号）。それに対して、「特定投資家」は常に「適格機関投資家」となる訳ではない。その意味では、「特定投資家」は「適格機関投資家」よりも広い概念だということができる。

- 金融商品取引法上、適格機関投資家が特定投資家（適格機関投資家を除く）と異なる取扱いをされている主なポイントとしては次のものが挙げられる。

「適格機関投資家私募／私売出し」

……適格機関投資家のみを相手方として、かつ適格機関投資家以外に譲渡されるおそれが少ない場合は、その証券の発行者に対する有価証券届出書の提出、目論見書の交付などの発行開示規制が免除される。（金融商品取引法 2 条 3 項 2 号イなど）。前記「特定投資家向け取得勧誘／売付け勧誘等」に要求される特定証券情報の公表措置等も不要である。

2. 地方公共団体の位置づけの変更

- 金融商品取引法における「特定投資家」と「一般投資家」の区分をまとめると次のようになる。

⁵ 厳密には、金融商品取引法上の「一般投資家」の定義（40 条の 4）とは異なるが、本稿では便宜上、「特定投資家に該当しない投資者」のことを「一般投資家」と呼ぶこととする。

図表 金融商品取引法における「特定投資家」と「一般投資家」

特定投資家（プロ）		一般投資家（アマ）	
一般投資家への移行不可	一般投資家への移行可	特定投資家への移行可	特定投資家への移行不可
①適格機関投資家 ②国 ③日本銀行	④投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人	⑤前記①～④に該当しない法人 ⑥一定の要件を充たす個人（①に該当する者を除く）	⑦一般の個人（前記①⑥に該当しない個人）

（出所）金融庁資料に一部加筆

○今回の改正府令で見直されるのは、これらのうち④のカテゴリーに属する者の範囲である。具体的には、次の通りである（改正府令による金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令23条）。

現行	改正
<u><1>地方公共団体</u>	<u>（削除）</u>
<2>特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（※1）	(1)
<3>投資者保護基金	(2)
<4>預金保険機構	(3)
<5>農水産業協同組合貯金保険機構	(4)
<6>保険契約者保護機構	(5)
<7>資産流動化法上の特定目的会社	(6) 同左
<8>上場株券の発行会社（上場会社）	(7)
<9>取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金5億円以上と見込まれる株式会社	(8)
<10>金融商品取引業者又は特例業務届出者（※2）である法人	(9)
<11>外国法人	(10)

（※1）いわゆる政府系機関（特殊法人、独立行政法人）などのこと。

（※2）「特例業務届出者」とは、適格機関投資家等を相手方とする集団投資スキーム持分の私募・運用業務（適格機関投資家等特例業務）について届出を行った者のこと（金融商品取引法63条）。

○つまり、地方公共団体が、④のカテゴリー（「一般投資家（アマ）に移行可能な特定投資家（プロ）」）から除外されることである。

○地方公共団体は「法人」であることから（地方自治法2条1項）、④のカテゴリーから外れたことにより、原則、⑤のグループに属することとなる。即ち、「特定投資家（プロ）に移行可能な一般投資家（アマ）」と位置づけられることとなる。

○こうした見直しを行う背景について、前出金融庁『金融・資本市場に係る制度整備について』は次のような説明を行っていた。

「……前略……一部の地方公共団体において、高度な金融知識が求められる複雑な金融商品を購入しているところが見受けられる。」

「地方公共団体は、一般投資家への移行措置を行わない限り、特定投資家として取り扱われるが、高度な金融知識が求められる複雑な金融商品が増える中、必要な金融知識を踏まえた投資判断が行われ得る態勢が必ずしも整っていない団体も含まれている……以下、略……」

- また、同様の趣旨だが、今回の改正政令、改正府令に関するパブリックコメント（意見募集）に対する回答の中でも、金融庁は次のような説明を行っている（金融庁『コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方』⁶ No. 66）。

「地方公共団体には、必要な金融知識を踏まえた投資判断が行われ得る態勢が必ずしも整っていない団体も含まれることに鑑み、投資者保護の充実の観点から、特定投資家（プロ）へ移行可能な一般投資家（アマ）に分類を変更することが適当と考えられます。……以下、略」

- 最近の円高を受けて、為替レートによって金利等が変動する商品を購入した地方自治体の資金運用が悪化しているとの報道もある⁷。こうした事情も今回の見直しに影響しているのかもしれない。

3. 施行日と経過措置

- 特定投資家制度の見直しに関する改正については、公布日から1年以内の政令指定日から施行される（改正法附則1条、改正府令附則1条）。具体的には、2011年（平成23年）4月1日とされている（施行日政令）。

- ただし、特定投資家（プロ）としての取扱いの継続を希望する地方公共団体が、円滑に移行手続を行うことができるよう、施行日よりも前に（新制度の下での）特定投資家への移行手続を行うことを可能とする経過措置が設けられている（改正府令附則2条）。

⁶ 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101221-3/00.pdf>）に掲載されている。

⁷ 例えば、2010年12月3日付日本経済新聞電子版など。